

令和5年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導

介護保険サービス事業者指定関係について

居宅介護支援・介護予防支援



杉並区 保健福祉部 介護保険課

令和6年3月15日～31日

【目次】

- 変更届について . . . 3ページ
- 廃止届・休止届について . . . 8ページ
- 特定事業所集中減算に係る届出について . . . 9ページ
- 区域外地域密着型サービス利用開始までの流れ . . . 10ページ
- (主任) 介護支援専門員資格証について . . . 11ページ
- 指定更新について . . . 12ページ

申請事項・記載事項に関する変更届について

○ 申請者（法人代表者等）の変更届

変更届の変更欄に記載して提出してください。

（名称や所在地等が変更の場合は「登記事項証明書」（原本）が必要になります。）

○ 事業所（管理者等）の変更届

変更届に「記載事項（付表）」を添付して提出してください。

（届出内容により「勤務形態一覧」や「資格証等」の添付が必要になる場合があります。）

介護報酬（加算関係）に関する変更届について

○ 新たに加算を取得する場合

変更届に「**体制状況一覧**」を添付して提出してください。

（届出内容により「勤務形態一覧」や「資格証等」の添付が必要になる場合があります。）

※ 特定事業所加算等

○ 加算の区分の変更による場合

変更届に「**体制状況一覧**」を添付して提出してください。

（届出内容により「勤務形態一覧」や「資格証等」の添付が必要になる場合があります。）

※ 特定事業所加算等

変更届の提出期限について

- **令和6年4月分より加算を取得する場合**
令和6年4月1日までに提出してください。
- **その他の期日で加算を取得する場合**
加算を取得しようとする**前月の15日**までに提出してください。
(16日以降の場合は翌々月からの加算の取得になります。)
- **変更事由の発生した日から10日以内に提出してください。**
変更する事由によっては、添付書類が必要になる場合があります。
- **変更届に添付する書類については、区ホームページにて確認してください。**
トップページ>申請書サービス>介護保険>介護保険事業者関係 (事故報告を含む)
>居宅介護支援事業所 変更届

変更届等の提出の仕方①について

○ 変更届等の提出方法

- ・ 窓口（区役所東棟 3 階 4 番窓口）
- ・ 郵送（〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所介護保険課事業者係あて）
- ・ メール（ kaigo-jigyoshien@city.suginami.lg.jp ）

- ※ 提出した控えが必要な場合は、必ず次の方法で提出してください。
窓口又は郵送にて対応します。
変更届及び添付書類の写し、返信用の封筒
（切手を貼ったもの又は受取人払い）

変更届等の提出の仕方②について

※ メールでの送信は、PDF化して送信してください。

（1回の送信は5メガバイトまで）

圧縮化したファイルはファイル形式によっては開封できませんのでなるべく圧縮しないでください。

サイト等からのダウンロードでは受付できません。

※ 登記事項証明の提出は、メールでは受付しません。

（原本提出のため）

廃止・休止届の提出期限について

○ 廃止届・休止届

廃止または休止する日の1か月前までに提出してください。

※ 利用者がある場合は、移行先等を記載した利用者リストを提出してください。

特定事業所集中減算に係る届出について

判定期間ごとに居宅介護計画に位置付けたサービスについて、紹介率が最高である法人の名称等を記載した「特定事業所集中減算に係る届出書」を作成してください。

○ 期間について

対象となる期間（判定期間）

（前期）3月分から8月分まで、（後期）9月分から翌年2月分まで

届け出期間（80%を超える場合）

（前期）9月1日から15日まで、（後期）3月1日から15日まで

減算適用期間

（前期）10月から翌年3月まで、（後期）4月から9月まで

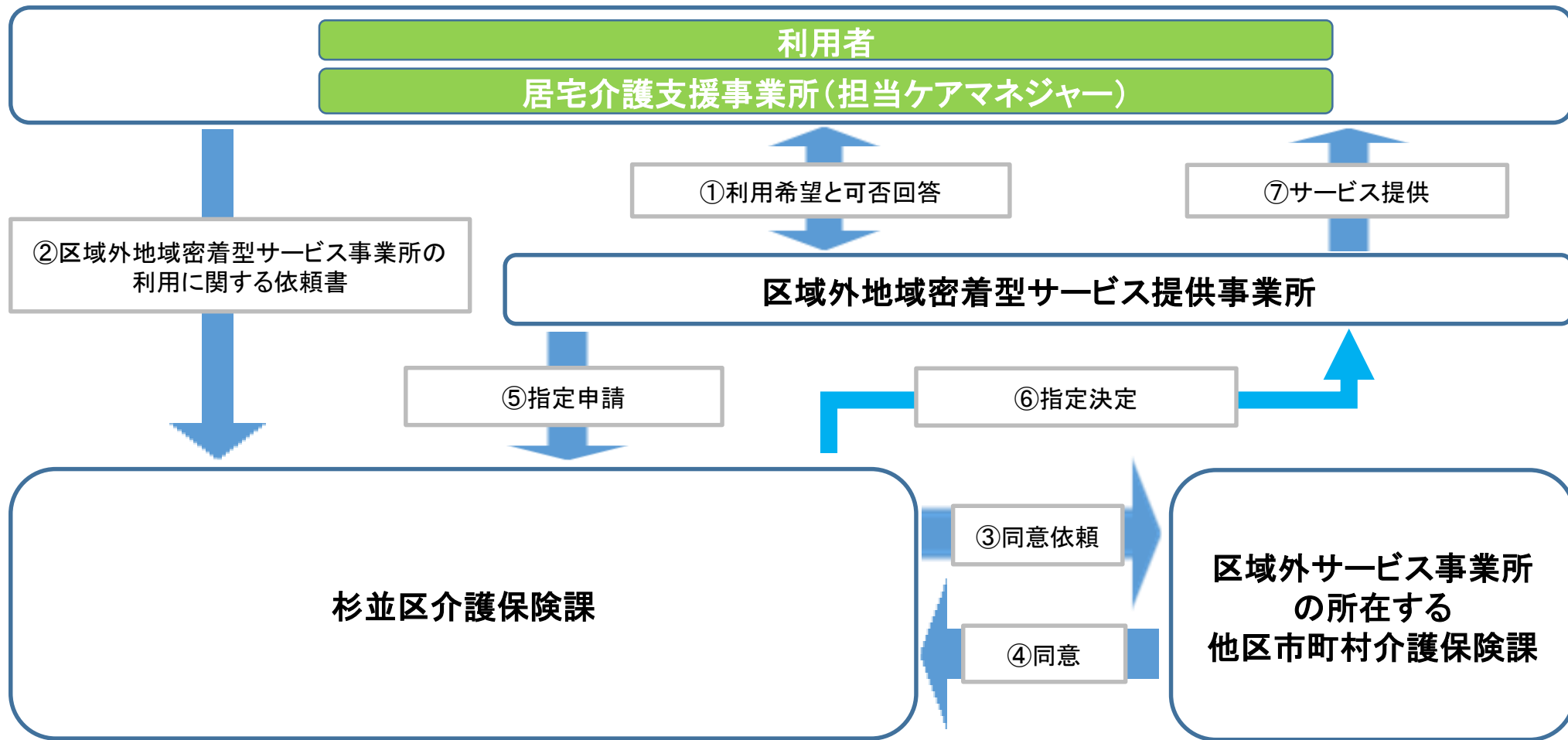
○ 対象となるサービス

「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」「地域密着型通所介護」

○ サービス毎に算定する割合（基準）

各サービスの紹介する割合は、80%を超過する場合は、必ず届け出てください。
基準を超えている場合でも事由により減算の対象とならない場合があります。

区域外地域密着型サービス利用開始までの流れ



既に杉並区で指定されている区域外事業所であっても、利用者ごとに②～④の流れが必要となります。

②～④を省略できる地域密着型サービス（令和6年3月現在）

- 練馬区・中野区・渋谷区・世田谷区・三鷹市の地域密着型通所介護および認知症対応型通所介護
- 武蔵野市の地域密着型通所介護

(主任) 介護支援専門員資格証について

資格及び有効期間の確認のため、次のとおり提出をお願いします。

○ 新規

主任介護支援専門員の研修が修了した場合

主任介護支援専門員研修の修了証の写しを提出してください。

○ 更新

主任介護支援専門員の更新研修が修了した場合

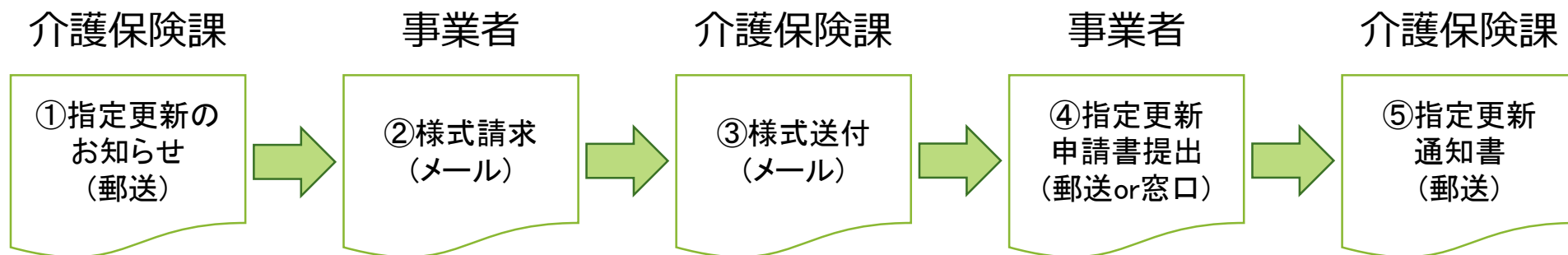
主任介護支援専門員更新研修の修了証の写しを提出してください。

介護支援専門員の更新研修が修了した場合

介護支援専門員証の写しを提出してください。

指定更新について

- 指定更新日の4か月前の中旬に指定更新のお知らせを送付します。
(例 更新日：令和6年8月1日
お知らせ発送：令和6年4月中旬
指定更新申請書提出締め切り：令和6年5月末日)



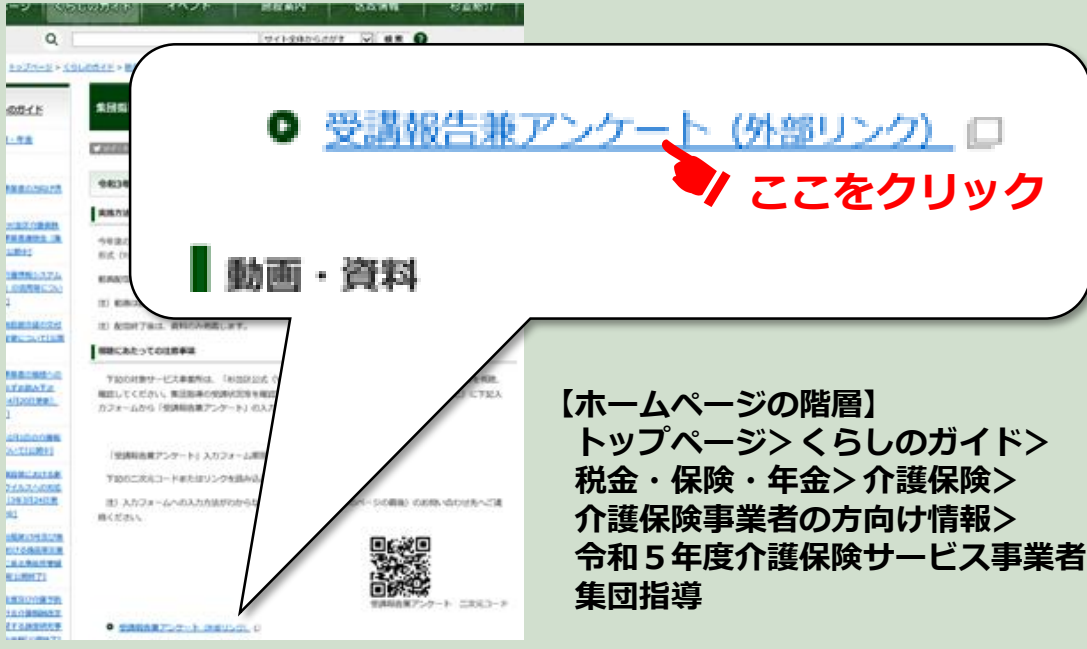
「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

区公式ホームページからアクセスする場合



ここをクリック

動画・資料

【ホームページの階層】
トップページ>くらしのガイド>
税金・保険・年金>介護保険>
介護保険事業者の方向け情報>
令和5年度介護保険サービス事業者
集団指導

二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

🕒 入力期限：3月31日（日曜日）まで

ご視聴ありがとうございました。

制作・著作  杉並区